

## 横浜地方裁判所委員会（第29回）議事概要

### 1 日時

平成28年11月21日（月）午後3時～午後5時30分

### 2 場所

横浜地方裁判所大会議室

### 3 テーマ

民事調停について

### 4 出席者

（委員）青木晋，飯田直久，大友喜一郎，椛島洋美，齋藤佐知子，時任和子，富田善範，林秀行，播本慶子，広田俊明，松井英隆，三浦透（五十音順，敬称略）

（事務担当者）民事首席書記官，刑事首席書記官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐，同課庶務第一係長

### 5 議事

#### (1) 所長あいさつ

#### (2) 新任委員の紹介

（新任委員）富田善範，三浦透，播本慶子，宮岡等（任命順，敬称略）

#### (3) 説明者の紹介

有賀直樹（第3民事部判事），甲元依子（同），柴田秀樹（横浜簡易裁判所判事），高橋茂彦（横浜簡易裁判所庶務課長），江田眞理（民事調停委員），大川宏之（神奈川県弁護士会弁護士）

#### (4) 委員長選任及び委員長代理の指名

委員長に富田善範委員が選任され，松井英隆委員長代理が第一順位の，三浦委員が第二順位の委員長代理に指名された。

#### (5) 今回テーマに関する説明者の説明

① 有賀判事及び甲元判事から「民事調停について」と題する説明，柴田

簡易裁判所判事及び高橋庶務課長から簡易裁判所の調停室等の説明及び見学、江田民事調停委員から「民事調停とは」と題する説明がされた。

② 大川弁護士から「利用者から見た民事調停」と題する説明がされた。

(6) 意見交換 (発言 ■委員長 ○委員 □説明者)

○ 民事調停の主な種類と申立ての割合を教えてください。

□ 民事調停には、宅地・建物の利用関係の紛争に関する宅地建物調停、自動車の運行によって生じた身体的・物的損害の賠償に関する交通調停、農地や農業経営の紛争に関する農事調停、支払不能に陥るおそれのある債務者等が債権者らとの間で弁済方法等を話し合う特定調停、騒音・振動などによる健康や生活環境に対する被害の損害賠償に関する公害等調停、それらのどれにも当たらない一般調停などがあります。申立ての割合は、一般調停が全体の約66%、宅地建物調停が約16%、交通調停が約12%です。農事調停は、神奈川県内ではここ数年、申立てがありません。また、行政上の制度が行き渡った結果か、公害等調停は非常に少なくなり、約0.5%です。特定調停は一時期非常に多かったのですが、今は非常に少なくなり4%台です。

○ 17条決定について具体的に説明してください。

□ 調停では、調停委員会が証拠を調べ、当事者から事情を聴取して事実を認定したうえ、合理的で落ち着いたよい解決案を提示するのですが、些細なことや感情的な問題など様々な事情で合意に至らない場合があります、その場合に直ちに調停が成立する見込みがないとして不成立とするのは非常にもったいないことです。そこで、一方当事者がその解決案に同意している場合など、相当であると認めるときは、当事者双方のために衡平に考慮し、申立ての趣旨に反しない限度でその解決案を裁判所の決定として出すことができます。これを調停に代わる決定、あるいは17条決定といいます。この決定に対しては異議の申立てをすることができ、

異議が申し立てられると、17条決定は効力を失います。異議の申立ては決定総数の1%、多い年でも2%に至らないので、大半は確定し、裁判上の和解と同一の効力が生じています。

□ 17条決定の実例を御紹介します。一般調停の事件ではお互いの主張や希望額が次第に狭まってきたけれど、些細な違いでまとまらないという場合です。

交通調停の事件では、交通事故の衝突態様、両者の損害額についてはほぼ争いがなく、申立人と相手方の過失割合が争いとなる場合に、調停委員会3人で議論をして、大体40対60ぐらいが妥当ではないかと認め、その過失割合を前提に解決案を示し、合意が得られないときに17条決定で賠償額を出します。また、損害額のうち慰謝料の額が争いとなる時、入院時間とか通院時間、後遺症の等級などによって大体の相場が決まっているので、そのような相場に従い解決案を示し、合意が得られないときは17条決定を出します。大半の場合は解決案で合意が得られ、調停が成立します。合意が得られなかった場合に17条決定をするのですが、私が調停官であった4年間のうち、異議が出されたのは1回だけでした。

宅地建物調停の賃料増額や減額という事件では、必ず不動産鑑定士の資格を持つ専門家調停委員を指定し、賃料の増減額の意見を聞き、これをもとに解決案を示して、それでも当事者が合意しなければ、17条決定をしていました。

■ 労働審判制度でも17条決定と同様の制度があり、事件を審理して調停の成立による解決の見込みがある場合には、調停案を提示して調停を試み、調停による解決に至らない場合に労働審判をすることになっています。

当事者によっては、解決案でやむを得ないと思っはいるものの、自

分から合意するとは言えないが、調停機関や裁判所が決めてくれるのであれば従うとか、決定がされれば異議までは言わないという方はたくさんおられると思います。一方、あまりにも証拠がなく、事件の実情が明らかでないときとか、双方の立場、認識に大きな相違があり、希望する解決方法がかけ離れているというようなときには、17条決定することはなじみません。

- 不動産に関する調停などで、不動産鑑定士や、一級建築士などの専門家が調停委員として入るということはよく分かりましたが、それは、誰が選ぶのですか。調停委員は非常勤の公務員ということでしたが、日ごろからある程度の人数の方を調停委員として確保し、その事例に合った方を選ぶということですか。

また、調停委員は公平で中立ということですが、この方は嫌だとか、当事者の意見によって途中で調停委員を交代することはこれまでありましたか。

- 民事調停委員の候補者は、様々な団体から推薦をしていただく方法と、自ら応募する方法があります。地簡裁の裁判官等が候補者の方と面接をし、資質、能力のあると思われる方々を選んでいます。最終的には、最高裁判所が任命します。調停委員の任期は2年で、再任は妨げません。

具体的な担当者は担当裁判官がその事件にふさわしいと思われる調停委員を指定します。その際、専門的知識を要する事件ではその道の専門家調停委員を指定し、そうでない事件でも、当事者が女性であれば一人は女性調停委員を指定するなど、様々な配慮をしています。

調停委員の交代は、法律上、調停委員が担当事件の当事者の親族である場合などは、除斥を申し立てることができ、調停委員も裁判官の許可を得て回避をすることができます。なお、裁判官や調停官に対しては忌避の申立てができますが、調停委員に対しては忌避の申立てはできません。

ん。除斥などの理由がなく，単に調停の席上の感情的な対立などから調停委員を替えてほしいと要望されることはありますが，そのような要望に応じることはありません。

○ 横浜地裁管内の調停委員の数はどのくらいですか。

また，調停の申立件数が減ったと言われたが，良いことなのか，あるいは問題が顕在化してこないということで悪いことなのかを教えてください。

□ 調停委員の人数は，現時点で約300人です。

事件数減少の評価の点はともかく，減少の主な原因は次のとおりです。平成10年ごろから，一般調停事件の中で債務の弁済等に関する調停が増加し，平成12年にこれを効率的・合理的に解決する目的で特定調停という制度が施行され，特定調停事件が増加し，一般調停事件が減少しました。その後，消費者金融の在り方が社会問題化し，融資を規制する政策もあり，新たな融資自体が少なくなってきました。その一方，融資を受けた方のうち，返済を続けている方は，過払金返還請求訴訟を提起するようになり，債務額が多い方では破産の申立てをして免責を受ける方も増加しました。その結果，特定調停も一般調停の債務弁済等も減少しました。

そのほか，交通事故の物損事案では調停が活用されていましたが，弁護士特約制度が充実したため，調停より訴訟で解決する方法が増加し，その分調停事件が減少しています。

○ 民事調停についての広報はどのようにやっているのですか。

□ 市役所，法テラス等の相談機関へのパンフレットの配布，市の広報紙への掲載依頼，法律相談等での民事調停による解決の紹介を依頼しています。また，裁判所の傍聴・見学イベントの参加者にも紹介しており，高校生等若い方向けには，イラストを用いるなど分かりやすいように工

夫をしています。

- 地方自治体には様々な相談を受ける部署があり、土地の境界や、隣地から伸びた枝を何とかしたい等の相談があります。相談担当者が民事調停をよく知らないため解決方法として調停手続を紹介できていないこともあるので、市役所などにパンフレットを置いて紹介することはよいと思います。また、相談を受けるいろいろな部署に、制度を周知していくということが大事だと思います。
- 民事調停は、普通に広報をしても、一般の人にとってはなかなか分かりにくいと思います。離婚の調停は家庭裁判所で行うというのはある程度分かると思いますが、交通事故や御近所とのトラブルなどでは、まず自治体や警察に相談するケースが多いと思います。そのように窓口となるような他機関との連携はどうなっていますか。
- 相談されることが多い機関の担当者に民事調停の説明をしています。例えば、警察に民事的な相談が持ち込まれることから、裁判所の職員が、警察署で具体的に相談を受ける部署の方に対して、裁判所が扱う様々な手続、民事調停による解決、配偶者や交際相手から暴力を受けている方に対する保護命令等を紹介し、活用を促しています。
- 家事調停事件の申立件数は増加している一方、民事調停事件の申立件数は増加していません。これは、家事調停に比べ、民事調停は知られていないということなのか、委員御自身が本日の説明内容をどの程度まで御存じでいらっしゃるのかも含めて、御意見をお願いします。
- 実際のところ、調停という言葉自体は知っていても、申立てのタイミングはよく分かりませんでした。先ほど、庭木の話が市役所や警察に持ち込まれているとのことでしたが、一方で、そのようなことを役所の人に相談するというのはどうなのかという雰囲気もあるのではないのでしょうか。

御近所間での問題の場合、例えば地区の民生委員や、自治会役員に相談するという事も耳にします。かなり草の根レベルになりますが、そういったところに対する広報はいかがでしょうか。

- 民生委員に直接御説明する機会は少ないので、大変参考になります。
- 裁判所はとても敷居が高いような感じがして、こんなことを裁判所や法テラスに相談してもよいのかというイメージがあるように思います。

子育て中の親子が平日の昼間に集まる場があるのですが、その受付とトイレに、DV、生活全般の困りごと、子どもの虐待の3つについてそれぞれちょっとしたキーワードが書いてある小さなカードが3種類置いてあり、相談したい方が、誰も見ていないところでそのカードを入手できる仕組みになっています。話合いの解決方法が一番よいと思っていたのですが、民事調停で解決できなかったことを訴訟手続にするというのも、解決の流れとしてはよいことなんだと思いました。話合いでの解決でさえも、私の周りの子育て中のお母さん方は、「裁判所は最後の最後に行くところ」と思っているような気がします。

- 同じ裁判所でも家庭裁判所は地方裁判所ほど敷居が高くないイメージだとするとそこをどうするかというところも、課題かと思えます。
- 家族の問題は、相手も家族なので、対立しても精神的には話しやすいと思うのですが、御近所のトラブルなどは、直接言いにくいと思います。それが、ましてや外に出すというときは、本当に我慢できなくなり、かなり追い詰められた状態だという気がします。調停委員の方が各地域・地区に来ていただいて、紛争の例や、解決方法例を紹介していただくと良いと思います。
- 社会全体の経済情勢が好転すると、司法手続というコストを払ってまでその紛争の解決に力を入れるとは限りませんから、調停の件数は下がるかもしれません。全ての局面で調停の取扱い件数が伸び続ける必要は

ないと思うので、相応の活用のされ方を目指していけばよいと思いました。

○ 弁護士から見た調停の利用場面をお話しすると、弁護士費用を考えて、弁護士を依頼するほどの事案ではない場合には、調停手続の利用を勧めることが多いです。調停は、調停委員と調停官の調停委員会という組織でいろいろな話をしながら手続を進めるので、当事者本人のみでも解決していくことが可能であり、親族間のトラブルや、隣人間のトラブルなど、法的にはっきりと決着をつけるのは適当ではない面がある場合も、調停が向いていると思います。

○ 社会の権利意識の高まりや、当事者間の意思疎通が困難な状況もあり、一般的な民事調停において、感情的なもつれが大きく、法的な紛争の一手手前で、極めて調整が困難なケースが増えていると思います。

調停を勧めるときは、調停委員が非常によく話を聞いてくれること、相手方との関係にもとても注意してもらえ、相手と会うことが必須ではないこと、弁護士を依頼しなくても御自分の話を聞いてもらえることなどを説明しているのですが、なかなかその良さが伝わらないようです。近隣紛争は世の中でとても増えていて、それが殺傷ざたにまで発展することもある中で、調停制度が解決方法の一つとしてうまく周知ができていけば、もっと利用が増えてくると思います。

○ 近隣問題において本来理想的な姿というのは、話合いで解決するのが理想的です。しかし、地域社会の一体性がなくなり、隣の人にも口がきけない、我慢が限界に達したときには、もう調停の席につくというよりは訴訟で決着をつけたいという状況なので、訴訟が減らない割には調停が増えないのだと思います。

また、調停手続では、最終解決が得られるとは限らず、費用的にも時間的にも迂遠な場合があり、最初から訴訟で解決したいとなるのだと思



います。

- 利用しやすさを広めるためのたくさんの視点を提供していただけたと思います。
- 調停という制度はコンパクトに機動的に動ける紛争解決制度だと思います。例えば、建物に瑕疵がある場合に、鑑定などの手続であれば多大な費用と時間を要しますが、建築調停では、普通の調停事件と同じ費用で、ベテランの専門家に現地を見てもらって意見を聴いて解決できるという利点があります。

また、振動で立て付けに不具合が生じたという事案があったのですが、調停委員が現地を確認した際、ドライバーを借りて調整することで解決した例もありました。調停制度は非常によい解決ツールなのですが、訴訟ほどは利用されていません。敷居の高さというところは否めないかもしれませんが、今日いただいたお話を踏まえながらPRし、紛争の早期の段階で利用されるようになってよいと思います。

- たくさん御意見をいただきまして参考になりましたので、今後の施策にぜひ生かしていきたいと思っております。ありがとうございました。

#### (7) 次回の予定

##### ア テーマ

「刑事裁判における犯罪被害者の保護について」

##### イ 開催日時

平成29年5月23日（火）午後2時00分～午後4時30分

以 上